

商標業務支援サービスに関する利用規約

利用者（以下「甲」という）は、インフォソナー株式会社（以下「乙」という）と商標業務支援サービスに関する取引に関して、以下の利用規約に則ることを相互に承認するものとします。

第1条（サービスの定義）

本規約の商標業務支援サービスとは、乙が行う商標に関する調査、各種商標資料の取り寄せ、及び商標に関するソフトウェア開発など商標業務全般の支援サービスをいいます。

第2条（利用契約の締結）

利用契約は、乙が甲に提示した料金表又は見積書に基き、甲が乙に依頼書を郵送又はE-Mailなどで送付し、乙がこれに対して当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。

第3条（結果の送付）

1. 乙は甲から依頼された業務の結果を料金表又は見積書に記載のある営業日以内に発送することとします。
2. 郵便、E-mailなどの送付中に発生した原因により到着が遅れた事によって何らかの損害が発生した場合乙はその責を負いません。ただし、乙は誠意を尽くして対応します。

第4条（代金の請求と支払い）

1. 取引の代金は、依頼時の料金表又は見積書に基づき、月末まで、乙は甲に対して受託した業務の対価を請求します。
2. 甲は乙の発行した請求書の請求日から30日以内に銀行振り込みによって対価を支払うものとします。

第5条（遅延損害金）

甲が期日までに支払金の支払いを遅延した場合、乙は当該支払金の元金分に対し支払期日の翌日から支払日にいたるまで、年6%の遅延損害金を請求する事ができるものとします。

第6条（守秘義務）

甲又は乙は本取引の履行を通じて知り得た相手方の経営上、営業上、業務上、技術上その他一切の機密情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

第7条（個人情報の取り扱い）

乙は、乙の定めるプライバシーポリシーに沿って甲より提示された個人情報を取り扱い、本サービスを提供し、甲は、当該取り扱い及び利用に同意するものとします。

第8条（損害賠償）

甲が乙による成果物によって甲が損害を被った場合、甲は損害の賠償を請求することができます。ただし、損害賠償の範囲は乙の甲に対する請求額の範囲を超えないものとします。

第9条（合意管轄裁判所）

甲と乙の間に訴訟が生じた場合、甲の指定する東京あるいは大阪の裁判所を合意管轄裁判所とする。

以上